

インフルエンザ・新型コロナウイルス療養報告書の提出について

インフルエンザや新型コロナウイルスは、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

インフルエンザや新型コロナウイルスと診断された場合は、以下の出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにお願いいたします。その際、保護者の方が下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

- 【インフルエンザ出席停止期間の基準】
- 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。
- 【新型コロナウイルス出席停止期間の基準】
- 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とする。
- ※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

保護者の方が記入

川崎市立東門前小学校長 宛

インフルエンザ・新型コロナウイルス療養報告書

年 組 児童氏名

■出席停止日数目安表

■発症日（発熱日）

令和 年 月 日

■受診日

令和 年 月 日

■診断名

○をしてください

()インフルエンザ(型)

()新型コロナウイルス

■受診医療機関名

発症日からの 日数	月 日（曜日）	体 温 ※1	インフルエンザ	新型 コロナウイルス
			解熱日に○※2	症状軽快日に○※3
0日目 (発症日)	/ ()	℃		
1日目	/ ()	℃		
2日目	/ ()	℃		
3日目	/ ()	℃		
4日目	/ ()	℃		
5日目	/ ()	℃		
6日目	/ ()	℃		
7日目	/ ()	℃		
8日目	/ ()	℃		

※1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可
※2 解熱日（○）の後、2日は出席停止
※3 症状軽快日（○）の後、1日は出席停止

上記のとおり、体調が回復しましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名